

第111号議案

島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年島根県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項ただし書中「第2号から第8号まで」を「次」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。